送配電線付近で工事をされる工事関係者の皆様へ！

クレーン等が送配電線に接近、接触し事故が発生しますと、多数の施設、家庭が停電し、社会的に大きな影響を与えるばかりでなく、作業員が感電負傷します。労働安全衛生規則第349条では事業者（現場責任者）に対する感電防止の義務付けを、また労働安全衛生法第29条の2では元方事業者に対して関係請負人（第349条の事業者を含む）が実施する危険防止措置が適切に実施されるように技術上の指導その他必要な措置を義務付けています。万一、事故、災害が発生した場合には現場責任者は損害賠償など多くの責任問題を問われかねません。悲惨な事故、災害を防ぐためには、工事現場付近に送配電線がありましたら、気軽に関西電力送配電へ電話をしてください。必要な対策などお知らせします。

関西電気安全委員会
関西電力送配電株式会社
経済産業省　中部近畿産業保安監督部　近畿支部

このリーフレットは
○ 労働安全衛生法　○ 労働安全衛生規則
○ 労働基準局長通達（昭和50年12月17日基発第759号）
に準拠しています

送電線の特徴

送電線は電圧が高いため

- **接触しなくても接近しただけで事故になります。**
- **裸電線を使用しており、被覆、絶縁ができません。**

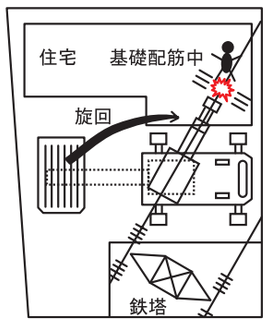
関西電力送配電へ電話し、打合せを行いましょう。
- 電圧に応じた安全距離を確保しましょう。
- 送配電線路付近での作業時は監視者を配置するなど、適切な保安措置を実施しましょう。

※玉掛け者、オペレーターへの指導もよろしくお願いします。

事故事例
（関西電力送配電管内で発生）

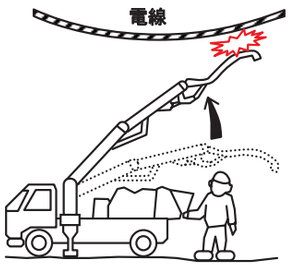
吊荷に集中し、上空の送電線の存在を忘れてしまい事故に至るケースが多くあります。

事故事例1



住宅新築工事において、仮置きしておいた鉄筋を、送電線の線下に据え付けた5t レッカー車で吊上げ、旋回移動中、送電線にジブを接触させた。資材の介添えをしていた玉掛け者が負傷した。
電線高さ16m　クレーンジブ最大長21m
電圧77kV

事故事例2



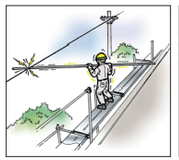
責任者は現場の上空に送電線があることを知っていたが、短時間で終わるため送配電会社に連絡をしなかった。作業が終わりポンプ車のホースに残ったコンクリートを掃除するため、ジブを立てた時、電線に接近、作業員が感電、負傷した。また154kVの送電線が1時間停電した。
電線高さ12m　ポンプ車高さ11m
ポンプ車位置線下

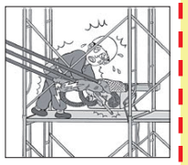
事故事例3



高圧配電線付近での足場組立作業中の感電死亡事故

外壁工事に伴う足場組立作業中に足場用単管パイプが防護カバーに接触、そのはずみで防護カバーがめくれ充電部に接触し、足場用単管パイプを持っていた作業員が感電死亡した。





送電線と配電線の見分け方と必要な安全距離

	外観	電圧	がいし個数	離隔距離（＊1）	安全距離（＊3）
配電線	被覆電線／コンクリート柱 木柱／防護カバー取付等の措置が必要ですので事前に関西電力送配電にご相談ください。	100，200ボルト	送電線に比べ小さながいしが1個	1.0m以上（＊2）	2m
		6千6百ボルト		1.2m（＊2）	
送電線	鉄塔／がいし／裸電線／安全距離／会社名 線路名等表示札／送電線は電圧が高いため防護カバーの取付けはできません。	2～3万ボルト	3～4個	2m	3m
		7万7千ボルト	5～9個	2.4m	4m
		15万4千ボルト	7～21個	4m	5m
		27万5千ボルト	16～25個	6.4m	7m
		50万ボルト	20～41個	10.8m	11m

絶対に離隔距離が必要

（＊1）昭和50年12月17日基発第759号による労働基準局長通達最小離隔距離
（＊2）絶縁防護された場合にはこの限りでない。
（＊3）労働基準局長通達値に目測誤差およびクレーン操作特性を考慮した送配電会社推奨の離隔距離。
送電線でもコンクリート柱のものがあります。見分けのつかないときは関西電力送配電にお問い合わせください。

安衛法第29条の2関連安衛則第634条の2抜粋

（法）
第29条の2　建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。
（省令）（その他労働省令で定める場所）
第634条の2第3号　架空電線の充電電路に近接する場所であつて、当該充電電路に労働者の身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるもの（関係請負人の労働者により工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業が行われる場所に限る。）

安衛法第20条の3関連安衛則第349条抜粋

事業者は、架空電線又は電気機械器具の充電電路に近接する場所で、工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業若しくはこれらに附帯する作業又はくい打機、くい抜機、移動式クレーン等を使用する作業を行なう場合において、当該作業に従事する労働者が作業中又は通行の際に、当該充電電路に身体等が接触し、又は接近することにより感電の危険が生ずるおそれのあるときは、次の各号のいずれかに該当する措置を講じなければならない。
1. 当該充電電路を移設すること。
2. 感電の危険を防止するための囲いを設けること。
3. 当該充電電路に絶縁用防護具を装着すること。
4. 前3号に該当する措置を講ずることが著しく困難なときは、監視人を置き、作業を監視させること。

関西電力送配電 連絡先一覧（架空配電線・架空送電線）

設備区分	エリア	連絡先	電話番号
架空配電線（電柱設備）	供給エリア全域	送配電コンタクトセンター	0800-777-3081
架空送電線（鉄塔設備）	大阪府	野江電力所	06-6930-6005
		小曽根電力所	06-6333-1563
		我孫子電力所	06-6694-0641
		南大阪電力所	0725-55-0432
	京都府	京都電力所	075-682-1381
		亀岡保線所	0771-22-0997
		舞鶴電力所	0773-76-4060
	福井県	敦賀保線所	0770-22-4749
	兵庫県	神戸電力所	078-671-7277
		尼崎電力所	06-6481-5095
		篠山保線所	079-594-1128
		姫路電力所	079-297-6902
		豊岡電力所	050-7102-1468
	奈良県	奈良電力所	0743-56-3433
		吉野電力所	0747-52-1157
	滋賀県	大津電力所	077-537-0551
		彦根電力所	0749-22-0496
	和歌山	和歌山電力所	073-463-0049
		田辺電力所	0739-20-0022
		新宮電力所	0735-22-3203
	東海地方	犬山送電センター	0568-69-2911
		木曽送電センター	0264-52-5681
	北陸地方	庄川送電センター	0763-82-5123
		神通川送電センター	076-468-1493

●配電線への防護カバーの取付に関するお問い合わせ

（お問い合わせ先）
かんでんエンジニアリング　防護管センター
電話番号　0120-911-820
電話受付　平日 9:00 ～ 17:30
WEB 受付　 8:00 ～ 22:00

（ホームページ）
https://bougokan.web.kanden-eng.co.jp/eptcs/guide

●電気事故防止のお願い

（ホームページ）
関西電力送配電ＨＰ
https://www.kansai-td.co.jp/supply/accident-prevention/

関西電力送配電からの重要なお知らせ

・停電または設備を損傷させた場合、復旧に要した費用や設備点検の費用等を請求させていただくことがあります。

・停電等に伴う関係者からの損害賠償請求やその他の申し出に際し、関西電力送配電は加害者の情報を開示し、直接対応していただくことがあります。